

# 青森県報

第四百九十九号

令和四年  
八月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 公 告

○建設業者の許可の取消し	東青地域 県民局	一
○右	中南地域 県民局	一
○右	三八地域 県民局	二
○右	同	二
○右	上北地域 県民局	二
○右	同	二
出先機関		
○土地改良事業の工事の完了	三八地域 県民局	三
○右	上北地域 県民局	三
○右	同	三
公安委員会		
○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施	生活保安課	三
○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施	同	四
収用委員会		
○公示による通知	(監理課)	六

## 公

## 告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大研工業株式会社
- 二 代表者の氏名 洞内麗子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第四八三六号
- 五 取消年月日 令和四年七月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青葉設備工業株式会社
- 二 代表者の氏名 赤坂大樹
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第九三六七号
- 五 取消年月日 令和四年七月二十九日

- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 助川建設株式会社
- 二 代表者の氏名 助川岩雄
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田二三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一二五三七号
- 五 取消年月日 令和四年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和四年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 助川建設株式会社
- 二 代表者の氏名 助川岩雄

- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田二三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―三）第一二五三七号
- 五 取消年月日 令和四年七月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

令和四年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 阪栄興業有限公司
- 二 代表者の氏名 坂田友和
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字天間館倉越九六の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一四六七六号
- 五 取消年月日 令和四年八月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和二年十一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

地区名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 年 月 日
鳥 舌 内	農地整備事業（通作条件整備）	平成二七・〇・二九
南 部 町	中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）	令和三・二・〇〇

土地改良事業の工事の完了

太郎須田地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

上北地域県民局長 石 橋 豊

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業（ため池整備）

二 工 事 完 了 年 月 日

令和四年三月十日

土地改良事業の工事の完了

相坂平幹線用水路地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和四年八月十七日

上北地域県民局長 石 橋 豊

一 県営土地改良事業の名称

水利施設整備事業

二 工 事 完 了 年 月 日

令和四年三月二十五日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和四年八月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 講習の区分

法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和四年九月二十六日（月）から同年十月四日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）

四 受講定員

三十五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和四年八月二十九日（月）から同年九月二日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

- (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
  - (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し
  - (三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
  - (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し
  - (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 5 受講手数料  
受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。
- 七 講習受付時間  
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
- 1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
  - 2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 九 受講申込みに関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全全部生活保安課  
電話〇一七―七二三―四二一一
  - 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- ~~~~~
- 青森県公安委員会告示第九十六号  
警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等）に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和四年八月十七日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

- 一 講習の区分
  - 法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
 

令和四年九月二十九日（木）から同年十月四日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）
- 三 実施場所
 

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）
- 四 受講定員
 

五人（予定）
- 五 受講対象者
 

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

  - 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
  - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - 3 検定規則第四條に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し

ている者

- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
  - 1 受講申込みの手續
    - (一) 受付期間
 

令和四年八月三十日（火）から同年九月二日（金）までの間（予定）
    - (二) 受付時間
 

午前九時から午後五時までの間
    - (三) 受付の締め切り
 

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。
  - 2 受講申込書の受付場所
 

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
  - 3 申込方法
 

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。
  - 4 受講申込みの書類
 

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

    - (一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
    - (二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

- (三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し
- (五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 5 受講手数料  
受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。
- 七 講習受付時間  
講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
- 1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 九 受講申込みに関する問合せ先
  - 1 青森県警察本部生活安全部生活保安課  
電話〇一七―七二三―四二二一
  - 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

### 収用委員会

#### 公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定により通知が行う。

令和四年八月十七日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開始について(通知)
- 二 通知を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県土整備部監理課内
- 四 その他  
一の書類は、令和四年九月二日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

#### 別表

氏名	住所
星 とき子	不明 ただし、本籍地 北海道旭川市春光二条九丁目364番地

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
----------------------------------	---	-----------------------------